

赤穂市地域公共交通活性化協議会について

1 趣旨

道路運送法及び道路運送法施行規則並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うため、赤穂市地域公共交通活性化協議会を新たに設置する。

	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送法 ・道路運送法施行規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送法 ・道路運送法施行規則 ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・住民生活に必要な旅客輸送の確保 ・旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画の策定及び実施に関し必要な事項を協議
対象となる交通モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送	多様な交通モード

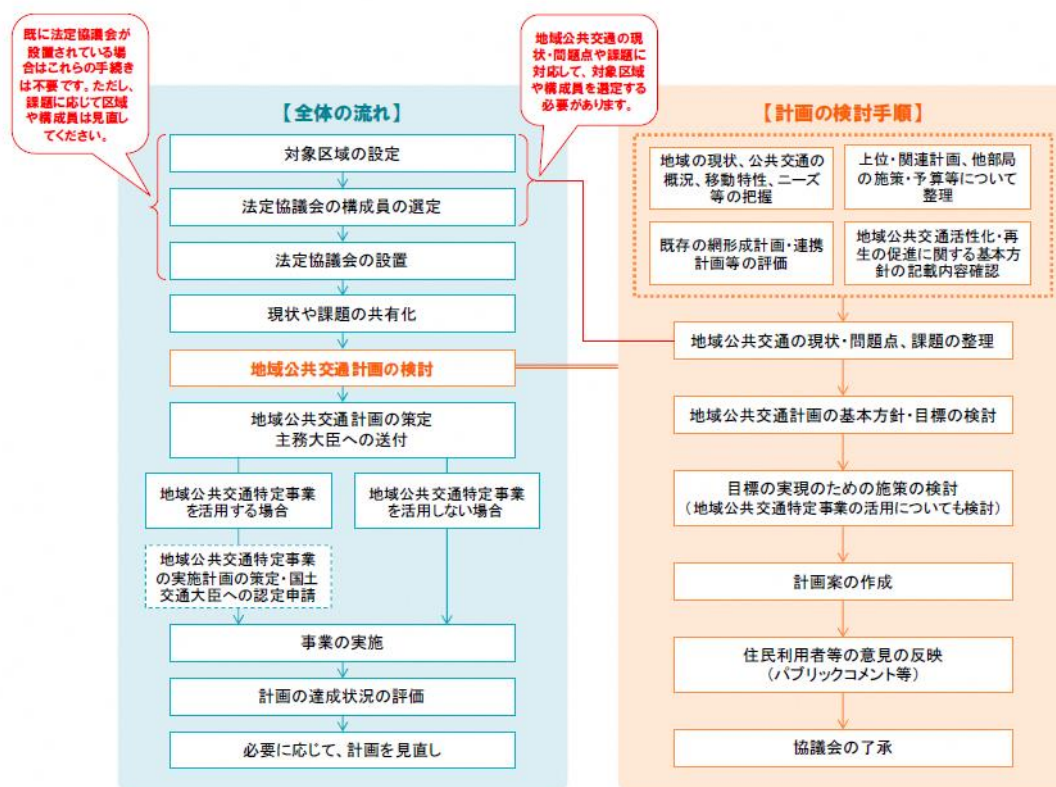
2 地域公共交通計画とは

令和2年11月27日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正法により、原則として全ての地方公共団体において策定することとなった（努力義務）、地域交通に関するマスタープランとなる計画のこと。

地域の移動手段を確保するために、地方公共団体が中心となって、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら策定する。

1.1 地域公共交通計画作成の手順

地域公共交通計画の作成手順については、下図のとおり、「活性化再生法に基づく協議会（以下、法定協議会と呼びます）」を含む全体の流れを踏まえた上で、計画そのものの検討手順を確認してください。



▲ 計画作成のプロセス（再掲）

（「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き〔詳細編〕抜粋」）